

契約締結前交付書面

この書面をよくお読みください。

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定により、契約締結前に申込者に交付しなければならない「契約締結前交付書面」です。

この書面は、投資顧問契約を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点に関しては、契約締結前にご確認ください。

商号	株式会社SQIジャパン
住所	東京都新宿区神楽坂1丁目1番地
E-mail	info@kabumai.com
TEL(お客様用)	0120-850-730 *9:00~17:00(土日祝を除く) ※ご連絡は基本的に電子メールにてお願いいたします。
金融商品取引業者	当社は、投資助言を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。 登録番号：関東財務局長(金商) 第850号

投資顧問契約の概要

①投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。

②当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生する事があっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

○電磁的方法による申込み

契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、これらに関する変更書類につきましては電磁的方法による交付といたします。

当社が行う電磁的方法による交付は次の方法によるものとします。

1. 電子メールを利用して、お客様の使用するパソコン又はお客様が契約しているデータセンター等に書面の記載事項を送信し、当該パソコン等に備えられたお客様のファイルに当該記載事項を記録する方法
2. 当社ホームページにおいて書面の記載事項をお客様の閲覧に供し、お客様の使用するパソコン又はお客様が契約しているデータセンター等に備えられたお客様のファイルに記載事項を記録する方法
3. 当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供し、お客様の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法

報酬等について

I. 投資顧問契約(以下、当サービス)による報酬について

当サービスにより、国内の株式の価値の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、次のお

お客様区分に従い助言を行い、お客様から、お客様区分、契約に基づいて助言報酬をいただきます。なお、当社は、お客様から、下記に定める報酬以外の費用(振込手数料は除く)は一切いただきません。

▼ 期間契約プラン

お客様区分	コース及び報酬額(税込)		提供サービス内容
スタンダードプラン	1ヵ月コース(30日)契約	25,000円	※助言方法等(1)を参照
	3ヵ月コース(90日)契約	50,000円	
	6ヵ月コース(180日)契約	90,000円	
	1年コース(360日)契約	150,000円	

助言の方法等(1)

・スタンダードプラン厳選銘柄

当社ホームページの有料情報ページにて相場動向及び当社が推奨する個別銘柄情報を記載、更新し、電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信する。(計月1回以上)

・今日の1本銘柄(スタンダードプラン会員専用)

当社ホームページの有料情報ページにて相場動向及び当社が推奨する個別銘柄情報を記載、更新し、電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信する。(市場休業日以外は毎日)

・兜町の噂(うわさ)

当社ホームページの有料情報ページにて相場動向及び当社が推奨する個別銘柄情報、及び市場状況等のコラムを記載、更新し、電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信する。(計月1回以上)

・ロングコース契約特別特典

スタンダードプラン[6ヵ月・1年]を契約されましたお客様を対象に、当社ホームページの有料情報ページにて相場動向及び当社が推奨する個別銘柄情報を記載、更新し、電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信する。(契約月1回のみ)*契約日により翌月の場合もあり

・銘柄フォローアップ(スタンダードプラン会員専用)

スタンダードプラン会員へ配信した個別銘柄情報の内、当社が任意に選定した個別銘柄(2銘柄以上)に対する追加情報(フォロー)を、当社ホームページの有料情報ページにて記載、更新し、電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信する。(計週1回以上)

お客様区分	コース及び報酬額(税込)		提供サービス内容
マスタープラン	1ヵ月コース(30日)契約	100,000円	※助言方法等(2)を参照
	3ヵ月コース(90日)契約	250,000円	
	6ヵ月コース(180日)契約	450,000円	
	1年コース(360日)契約	750,000円	

助言の方法等(2)

・マスタープラン厳選銘柄

当社ホームページの有料情報ページにて相場動向及び当社が推奨する個別銘柄情報を記載、更新し、電子メール又はサイトページ内を通じて情報を配信する。(計月1回以上)

・今日の2本銘柄(マスタープラン会員専用)

当社ホームページの有料情報ページにて相場動向及び当社が推奨する個別銘柄情報を記載、更新し、電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信する。(市場休業日以外は毎日)

・マスタープラン会員専用サポートデスク

当社のサポートデスクにてマスタープラン会員からの個別銘柄に関する相談、助言を行う。電子メールにて情報を配信する。(契約期間内無制限)

・兜町の噂(うわさ)

当社ホームページの有料情報ページにて相場動向及び当社が推奨する個別銘柄情報、及び市場状況等のコラムを記載、更新し、電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信する。(計月1回以上)

・銘柄フォローアップ(マスタープラン会員専用)

マスタープラン会員へ配信した個別銘柄情報の内、当社が任意に選定した個別銘柄(3銘柄以上)に対する追加情報(フォロー)を、当社ホームページの有料情報ページにて記載、更新し、電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信する。(計週1回以上)

お客様区分	コース及び報酬額(税込)		提供サービス内容
マスターEXプラン	3ヵ月コース(90日)契約	500,000円	※助言方法等(3)を参照
	6ヵ月コース(180日)契約	900,000円	
	1年コース(360日)契約	1500,000円	

助言の方法等(3)

・マスターEXプラン厳選銘柄

当社ホームページの有料情報ページにて相場動向及び当社が推奨する個別銘柄情報を記載、更新し、電子メール又はサイトページ内を通じて情報を配信する。(計月1回以上)

・今日の3本銘柄(マスターEXプラン会員専用)

当社ホームページの有料情報ページにて相場動向及び当社が推奨する個別銘柄情報を記載、更新し、電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信する。(市場休業日以外は毎日)

・マスターEX会員専用担当コンシェルジュ

当社のサポートデスクにてマスターEXプラン会員各個人専用のポートフォリオを構築(要望があった場合)、個別銘柄に関する相談、助言を行う。電子メールにて情報を配信する。(契約期間内無制限)

・兜町の噂(うわさ)

当社ホームページの有料情報ページにて相場動向及び当社が推奨する個別銘柄情報、及び市場状況等のコラムを記載、更新し、電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信する。(計月1回以上)

▼ 単発スポットプラン

お客様区分	コース及び報酬額(税込)	提供サービス内容
単発スポットプラン	10,000円~300,000円	※助言方法等(4)を参照

助言の方法等(4)

当社ホームページの有料情報ページにて相場動向及び当社が推奨する個別銘柄情報を1~3銘柄(契約により変動)を記載、更新し、電子メール及びサイトページ内を通じて情報を1~3回配信する(契約に

より変動)。

契約締結後、1回目の情報は、契約締結時交付書面を受け取った日を含めて10営業日(土日祝日その他当社の休業日を除いた日)以内に提供し、情報配信が複数回の契約の場合は、契約毎に提示する。

*契約期間に定めはなく、助言回数、情報提供の内容により、ホームページ上の情報にて報酬額を確定する。なお、単発スポットプランは不定期の募集となるため、募集時期についてはホームページ上の情報にて提示する。

▼ ポイントプラン

お客様区分	コース及び報酬額(税込)		提供サービス内容
ポイントプラン	60pt付与契約(10ptサービス)	⇒ 5000円(情報閲覧:3回分)	※助言方法等(5)を参照
	120pt付与契約(20ptサービス)	⇒ 10000円(情報閲覧:6回分)	
	400pt付与契約(100ptサービス)	⇒ 30000円(情報閲覧:20回分)	
	700pt付与契約(200ptサービス)	⇒ 50000円(情報閲覧:35回分)	

助言の方法等(5)

・今日の要チェック銘柄

当社ホームページの有料情報ページにて相場動向及び当社が推奨する個別銘柄情報を記載、更新し、電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信する。(市場休業日以外は毎日、閲覧ポイント20pt)

※情報は、スタンダード・マスター・マスターEXプランの契約者様へ提供している、「今日の1本~3本銘柄」の一部とする。

・兜町の噂(うわさ)

当社ホームページの有料情報ページにて相場動向及び当社が推奨する個別銘柄情報、及び市場状況等のコラムを記載、更新し、電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信する。(計月1回以上、閲覧ポイント20pt)

・臨時銘柄情報

市場状況等により臨時で発する個別銘柄情報、及び個別銘柄に関するレポートについて電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信する。(閲覧ポイント20~100pt)

ポイントは当社にて決済確認が取れ次第お客様へ付与し、契約期間はポイントが0pt(情報の閲覧回数の終了)になった場合、若しくは契約締結時交付書面を受領した日から60日までとする。なお、契約期限の満了時に未清算部分(ポイント)が残った場合は契約期間終了時に失効するものとする。

なお、お客様に対し当社から無料贈呈したポイント(単発スポットプランの特典として付与する無料贈呈ポイントも含む)に関しては、お客様がポイントを購入した際に当社が発行するポイントとは質を異にするものであり、情報を閲覧する際にはその効力を有するが、使用することを目的とするに限定され、ポイントを所有しているという理由をもってしても、無料贈呈分のポイントに関しては一切、他の金品に代替できないものとする。

▼ 銘柄サポートプラン

お客様区分	コース及び報酬額(税込)	提供サービス内容
銘柄サポートプラン	1,000円~60,000円	※助言方法等(6)を参照

助言の方法等(6)

当社とお客様との間であらかじめ合意した特定の個別銘柄（最大5銘柄）について、売買時期、その他等当該銘柄に関する情報を記載した電子メールを毎月1回以上配信する。*契約開始日より、翌月からの提供の場合がある。

契約期間は3ヵ月（90日）とし、当社の指定する日時に電子メールにて配信する。契約開始日は、決済完了後にお送りする契約締結時交付書面にて案内する。

なお、契約締結後、すでに合意した銘柄動向（相場状況等により当社が判断）により新たに当社より提供する個別銘柄（追加で3銘柄まで）について合意することができる。ただし契約期間は当初の契約締結時から3ヵ月とする（契約締結時に合意した銘柄を含め、最大5銘柄の範囲とする）。

▼ あんしんパックプラン

お客様区分	コース及び報酬額(税込)		提供サービス内容
あんしんパックプラン	1ヵ月コース（30日）契約 ※クレジット決済のみ	3,000円	※助言方法等(7)を参照
	6ヵ月コース（180日）契約 ※銀行振込のみ	21,000円	
	1年コース（360日）契約 ※銀行振込のみ	40,000円	

※1ヵ月コースは、販促キャンペーンにより一時的に割り引いた価格（最大の割引は5割引きまでとする）で提供する事があるため、ホームページ上の情報にて報酬額を確定する。

助言の方法等(7)

当社ホームページの有料情報ページにて相場動向及び当社が推奨する個別銘柄情報を記載、更新し、電子メール又はサイトページ内を通じて情報を配信する。

提供頻度、提供回数等については以下のとおりとする。

大阪取引所のナイト・セッションで、日経平均先物（期近）の終値が前日比3%超下げた際に情報を配信する。

ただし契約期間中、日経平均先物（期近）の終値が前日比2~3%まで下落した場合において、翌営業日以降も市場に与える影響が大きいと当社が判断したときは、上記条件に該当しない場合であっても情報の配信を行う事がある。契約期間中の情報提供回数は1週間に1回、1ヵ月で最大5回までとし、情報の提供は上記条件を満たした場合のみとする。

注：報酬額等は、すべて消費税を含みます。

II. 当サービスによる報酬額のお支払い方法とお支払い時期

▼ 期間契約プラン

1. お支払い方法

お支払いの方法は原則として以下のとおりとなります。なお、振込手数料はお客様のご負担といたします。

クレジットカード・銀行振込

2. お支払い時期

- (1) クレジットカードによるお支払いを申込みされたお客様に対しては、申込み時に契約期間の報酬額を決済いただき、契約開始日は翌営業日からとなります。また、契約期間終了10日前までに電子メールないし電話にて利用終了の申し出がない場合、又は自動更新設定ページにて自動更新の停止処理をなされない場合は、契約プランの自動継続に合意したものと見なし、現在加入している契約内容にて自動更新されるものとし、以後も同様の取扱いといたします。
- ただし、販促キャンペーンで一時的に正規プラン料金よりも割安の状況で申込みの場合は、現在加入の契約内容に対する当初契約時の正規プラン料金にて更新いたします。
- 報酬額は契約の更新日に自動的かつ継続して行うこととします。なお、クレジット決済の場合、決済手数料は発生いたしません。

例1) 通常営業日にクレジット決済した場合

2016年9月1日に「マスタープラン1ヵ月コース（30日）」契約を締結された場合、初回の報酬額のお支払いが2016年9月1日、契約プラン開始日は翌営業日の2016年9月2日（当サービス本体は9月1日よりの開始となります）。

2回目のお支払いは2016年10月2日となります。

例2) 休業日(土日祝日)にクレジット決済した場合

2016年9月3日に「マスタープラン1ヵ月コース（30日）」契約を締結された場合、初回の報酬額のお支払いが2016年9月3日、契約プラン開始日は翌営業日の2016年9月5日（当サービス本体は9月5日よりの開始となります）。

2回目のお支払いは2016年10月5日となります。

- (2) 銀行振込によるお支払いを申込みされたお客様に対しては、当社指定の銀行口座に報酬額を振込いただき、当社にて振込を確認できた日の翌営業日が契約開始日となりますが、お客様と合意のうえ、契約開始日を指定する事ができるものとします。
- また、契約期間終了10日前までに電子メールないし電話にて利用終了の申し出がない場合、契約プランの自動継続に合意されたものと見なし、現在加入している契約内容にて自動更新されるものとし、以後も同様の取扱いといたします。
- ただし、販促キャンペーンで一時的に正規プラン料金よりも割安の状況で申込みの場合は、現在加入の契約内容に対する当初契約時の正規プラン料金にて更新いたします。報酬額は、契約の更新日までにお支払いいただきますが、振込が確認できない場合は、自動的に契約期間満了をもって終了といたします。なお、振込手数料はお客様の負担といたします。

【振込先】

三井住友銀行 三田通支店
(普通) 8239358 カ) エスキューアイジャパン

▼ 単発スポットプラン

1. お支払い方法

お支払いの方法は原則として以下のとおりとします。なお、振込手数料はお客様のご負担といたします。

クレジットカード・銀行振込

2. お支払い時期

- (1) クレジットカードによるお支払いを申込みされたお客様に対しては、申込み時に報酬額を決済いただき、当社の指定する日時に電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信いたします。なお、クレジット決済の場合、決済手数料は発生いたしません。

(2) 銀行振込によるお支払いを申込まれたお客様に対しては、当社指定の銀行口座に報酬額を振込いただき、当社にて振込を確認した後、当社の指定する日時に電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信いたします。なお、振込手数料はお客様の負担といたします。

【振込先】

三井住友銀行 三田通支店
(普通) 8239358 カ) エスキューアイジャパン

▼ ポイントプラン

1. お支払い方法

お支払いの方法は原則として以下のとおりといたします。なお、振込手数料はお客様のご負担といたします。

クレジットカード・銀行振込

2. お支払い時期

(1) クレジットカードによるお支払いを申込まれたお客様に対しては、申込み時に報酬額を決済いただき、当社の指定する日時に電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信いたします。なお、クレジット決済の場合、決済手数料は発生いたしません。

(2) 銀行振込によるお支払いを申込まれたお客様に対しては、当社指定の銀行口座に報酬額を振込いただき、当社にて振込を確認した後、当社の指定する日時に電子メール及びサイトページ内を通じて情報を配信いたします。なお、振込手数料はお客様の負担といたします。

【振込先】

三井住友銀行 三田通支店
(普通) 8239358 カ) エスキューアイジャパン

▼ 銘柄サポートプラン

1. お支払い方法

お支払いの方法は原則として以下のとおりといたします。なお、振込手数料はお客様のご負担といたします。

クレジットカード・銀行振込

2. お支払い時期

(1) クレジットカードによるお支払いを申込まれたお客様に対しては、申込み時に報酬額を決済いただき、当社の指定する日時に電子メールにて情報を配信いたします。なお、クレジット決済の場合、決済手数料は発生いたしません。

(2) 銀行振込によるお支払いを申込まれたお客様に対しては、当社指定の銀行口座に報酬額を振込いただき、当社にて振込を確認した後、当社の指定する日時に電子メールにて情報を配信いたします。なお、振込手数料はお客様の負担といたします。

【振込先】

三井住友銀行 三田通支店
(普通) 8239358 カ) エスキューアイジャパン

▼ あんしんパックプラン

1. お支払い方法

お支払いの方法は原則として以下のとおりといたします。なお、振込手数料はお客様のご負担といたします。

クレジットカード・銀行振込

2. お支払い時期

- (1) クレジットカードによるお支払いを申込まれたお客様に対しては、申込み時に報酬額を決済いただき、契約開始日は翌営業日からとなります。また、契約期間終了10日前までに電子メールないし電話にて利用終了の申し出がない場合、又は自動更新設定ページにて自動更新の停止処理をなされない場合は、契約プランの自動継続に合意したものと見なし、現在加入の契約内容にて自動更新されるものとし、以後も同様の取扱いといたします。ただし、販促キャンペーンで一時的に正規プラン料金よりも割安の状況で申込みの場合は、現在加入の契約内容に対する当初契約時の正規プラン料金にて更新されるものといたします。報酬額は契約の更新日に自動的かつ継続して行うこととします。なお、クレジット決済の場合、決済手数料は発生いたしません。

例1) 通常営業日にクレジット決済した場合

2016年9月1日に「あんしんパックプラン1ヵ月コース(30日)」契約を締結された場合、初回の報酬額のお支払いが2016年9月1日、契約プラン開始日は翌営業日の2016年9月2日となります。2回目のお支払いは2016年10月2日となります。

例2) 休業日(土日祝日)にクレジット決済した場合

2016年9月3日に「あんしんパックプラン1ヵ月コース(30日)」契約を締結された場合、初回の報酬額のお支払いが2016年9月3日、契約プラン開始日は翌営業日の2016年9月5日となります。2回目のお支払いは2016年10月5日となります。

- (2) 銀行振込によるお支払いを申込まれたお客様に対しては、当社指定の銀行口座に報酬額を振込いただき、当社にて振込を確認できた日の翌営業日を契約開始日といたします。また、契約期間終了10日前までに電子メールないし電話にて利用終了の申し出がない場合、契約プランの自動継続に合意されたものと見なし、現在加入の契約内容にて自動更新されるものとし、以後も同様の取扱いといたします。ただし、販促キャンペーンで一時的に正規プラン料金よりも割安の状況で申込みの場合は、現在加入の契約内容に対する当初契約時の正規プラン料金にて更新されるものといたします。報酬額は、契約の更新日までにお支払いいただきますが、振込が確認できない場合は、自動的に契約期間満了をもって終了といたします。なお、振込手数料はお客様の負担といたします。

【振込先】

三井住友銀行 三田通支店
(普通) 8239358 カ) エスキューアイジャパン

契約の変更

契約プランの変更を希望される場合は、電子メール又は書面にて当社までご連絡ください。なお、契約内容により、変更手続きが以下のとおりとなりますのであらかじめご了承ください。

(1) 期間契約プランのお客様区分変更の場合

- ・受付後、契約中のコースに関しては、契約の残り日数を日割り計算し、ご返金いたします。清算後、新たに契約していただくことでコース期間変更といたします。
- ・なお、お客様からの電子メール又は書面によるお申し出に基づき、スタンダードプラン契約からマスタープラン・マスターEXプラン契約への契約変更、マスタープラン契約からマスターEXプラン契約への契約変更のみをお受付いたします。
- ・契約プラン変更の手続きには日数を要する場合があります。
 - ・契約プラン変更の手続きに関する当社からお客様へのご連絡は、原則として電子メールで行います。お客様へのご連絡、確認がとれない場合、当社は契約プラン変更の手続きを停止することがあります。
- ・お客様がサイト利用規約に違反し、契約期間中に会員資格を取り消された場合には、残りの契約期間分の返金は一切行わないものとします。

(2) 期間契約プランのコース期間変更の場合

- ・受付後、契約中のコースに関しては、契約の残り日数を日割り計算し、ご返金いたします。清算後、新たに契約していただくことでコース期間変更といたします。
- ・なお、1年コース(360日)契約より6ヵ月コース(180日)・3ヵ月コース(90日)・1ヵ月コース(30日)への変更、6ヵ月コース(180日)契約より3ヵ月コース(90日)・1ヵ月コース(30日)への変更、3ヵ月コース(90日)契約より1ヵ月コース(30日)への変更はお受付できません。
- ・契約コース期間変更の手続きには日数を要する場合があります。
- ・契約コース期間変更の手続きに関する当社からお客様へのご連絡は、原則として電子メールで行います。お客様へのご連絡、確認がとれない場合、当社は契約変更の手続きを停止することがあります。
- ・お客様がサイト利用規約に違反し、契約期間中に会員資格を取り消された場合には、残りの契約期間分の返金は一切行わないものとします。

(3) あんしんパックプランのコース期間変更の場合

- ・受付後、契約中のコースに関しては、契約の残り日数を日割り計算し、ご返金いたします。清算後、新たに契約していただくことでコース期間変更といたします。
- ・契約コース期間変更の手続きには日数を要する場合があります。
- ・契約コース期間変更の手続きに関する当社からお客様へのご連絡は、原則として電子メールで行います。お客様へのご連絡、確認がとれない場合、当社は契約変更の手続きを停止することがあります。
- ・お客様がサイト利用規約に違反し、契約期間中に会員資格を取り消された場合には、残りの契約期間分の返金は一切行わないものとします。

○有価証券等に係るリスク

当社の投資助言や提供情報はお客様の利益を保証するものではありません。

取引に際しては、取引を行う金融商品取引業者の金融商品の説明を良くご覧いただき、下記リスク等を十分に理解のうえ、投資の最終決定はご自身の判断と責任において行ってください。

当社又はインターネット事業者等の事情により、電子メール等の配信が行われない場合や遅れる場合、受信できない場合があります。

1. 株式

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・

財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

2. 信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

○クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、金融商品取引法第37条の6に基づき、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

(1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ①お客様は、契約締結時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面等による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ②契約の解除日は、お客様がその書面等を発した日となります。
- ③契約の解除に伴う報酬の清算は、次のとおりとなります。

- ・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合
投資顧問契約締結のために通常要する費用(封筒代、通信費等)相当額を、お支払い済みの報酬額から差し引いた残額を返金いたします。
- ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合
日割り計算した報酬額(契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約開始日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。)を、お支払い済みの報酬額から差し引いた残額を返金いたします。
単発スポットプランに関しましては、助言回数割した報酬額(契約締結時交付書面を受け取った日から解除日までの助言回数÷契約期間中に行う事となっている総助言回数×契約において予定された助言回数に対する報酬額。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。)を、お支払い済みの報酬額から差し引いた残額を返金いたします。
ポイントプランに関しましては、クーリング・オフ期間内であれば、清算部分(情報の閲覧回数)の金額とサービスポイント分をお支払い済みの報酬額から差し引いた残額を返金いたします。
例) 5000円で60ptを購入後、1回(20pt)閲覧してクーリング・オフした場合
60ptから20pt(閲覧分)と10pt(サービスポイント分)を差し引いた30pt分の金額を返金いたします。
なお、10日以内にポイントが0pt(情報の閲覧回数の終了)になった場合は、ポイントプランの契約終了とし、金額の返金はいたしません。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後、期間契約、銘柄サポートプラン及びあんしんパックプランは契約を解除しようとする日の1ヵ月前までの書面等による意思表示で契約を解除できます。

契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額を受領済みの報酬額から差し引いた残額をお返しいたします。なお、単発スポットプランに関しましては、書面等による意思表

示による契約解除申し出日までの期間に相当する報酬額として、助言回数割り計算した額を差し引いた残額を返金するものとし、ポイントプランに関しましては、書面等による意思表示が契約期間内であれば、清算部分(情報の閲覧回数)の金額とサービスポイント分を差し引いた残額を返金いたします。また、お客様のクーリング・オフ、又はクーリング・オフ経過後の契約解除により当社の金融商品であるところの不当利得とならない為の理由から、金額の返金が完了次第、当社サービスの供給を一切停止する事もございます。

契約解除に伴う損害賠償、違約金はいたしません。

○租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

○投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ①契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ②クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申し出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照ください。）
- ③お客様がその他諸規定（利用規約等）に違反し、当社が本契約の解約の申し出をしたとき
- ④当社が、投資助言業を廃業したとき

○禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ①顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理
- ②当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

○反社会的勢力等の排除

1. お客様は、当社対し、お客様が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）

(2) 暴力団員等が経営を支配し、又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- (3) 不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) その他暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. お客様は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 当社は、お客様が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

- (1) 第1項各号の表明が事実と反することが判明したとき
- (2) 第1項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき
- (3) 前項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき

4 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、お客様は、当社に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。また、お客様は、解除による損害について、当社に対し何らの請求もすることができない

会社の概要

1. 資本金	1,000万円
2. 役員の氏名	代表取締役 秋山伸之 取締役 黒川千里
3. 主な株主	トスカーナ・コムズ 株式会社
4. 分析者・投資判断者	秋山伸之 新井一暢 佐久間悠介 鈴木尚仁
5. 助言者	秋山伸之 新井一暢 佐久間悠介 鈴木尚仁
6. 当社への連絡方法及び苦情等の申出先	以下の電話番号、電子メールアドレスにご連絡ください。 電話番号 0120-850-730 電子メールアドレス info@kabumai.com
7. 当社が加入している金融商品取引業協会	当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また、管轄の関東財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。
8. 当社の苦情処理措置について	<p>(1) 当社は、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。当社の苦情等の申出先は、上記6の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① お客様からの苦情等の受付 ② お問い合わせ窓口であるサポートデスク担当者からの事情聴取と問題解決に向けての検討 ③ 問題解決案のご提示・解決 <p>(2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることも可能としています。この団体は当社が加入しております一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を委託しており、お客様からの苦情等の対応を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出ください。</p> <p>特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 電話 0120-64-5005(フリーダイヤル) (月～金/9:00～17:00祝日等を除く)</p> <p>同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① お客様からの苦情の申立 ② 会員業者への苦情の取次ぎ ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

<p>9. 当社の紛争解決措置について</p>	<p>当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとして います。同センターは当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を委託しており、あっ せん委員により手続きが行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出 ください。</p> <p>同センターが行うあっせん手続きの標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① お客様からのあっせん申出書の提出 ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任 ③ お客様からのあっせん申立て金の納入 ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取 ⑤ あっせん案の提示、受託
<p>10. 当社が行う業務</p>	<p>当社は、投資助言業の他に、インターネット広告業、OA機器の販売業、及びコンサルティング業を行っております。</p>